

学校法人伝香寺学園
寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人伝香寺学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を奈良市小川町24番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及びその他の関係法令に従い、仏教(律宗)の精神に基づき教育及び保育を施すことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、いさがわ幼稚園を設置する。

第3章 機関の設置

(機関の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事、6名

(2) 監事、2名

2 この法人に、評議員7名を置く。

(理事選任機関)

第6条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

2 理事選任機関の構成員は、すべての評議員とする。

3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第4章 理事及び理事会

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 園長のうちから評議員会において選任した者、1名

(2) 前号に掲げるもののほか、評議員会において選任した者、5名

2 前項第1号に規定する理事は、その職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 理事と特別利害関係を有する者に関する規定は、私立学校法第31条第6項及び第7項に準ずる。

4 理事選任機関は、理事の総数が6名を下回ることとなる時に備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の職務)

第8条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

(理事長の職務)

第9条 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(代表業務執行理事)

第10条 理事のうち1名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

2 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

3 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事がその職務(理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。)を行う。

(理事の代表権の制限)

第11条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の任期)

第12条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度の内最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠者の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

3 理事は、任期満了の後でも、後任の理事が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(理事の解任及び退任)

第13条 理事が、次の各号の一に該当するに至ったときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3)理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事は次の事由によって退任する。

(1)任期の満了

(2)辞任

(3)死亡

(理事の補充)

第14条 理事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(理事の報酬)

第15条 理事は、その地位について報酬を受けることができない。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事長は、他の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 8 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。
- 9 理事長が、第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 10 本条第4項及び第5項並びに第19条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 11 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 12 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(理事会議事録)

第17条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。)又は記名押印し、10年間これを事務所に備えておかなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第5章 監事

(監事の選任)

第18条 監事は、この法人の理事、職員(教員、その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者から選出し、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事と特別利害関係を有する者に関する規定は、私立学校法第46条第3項に準ずる。
- 4 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなる時に備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の職務)

第19条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1)この法人の業務を監査すること
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること
 - (3)この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 - (4)この法人の業務若しくは財政の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - (5)第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会並びに奈良県知事に報告すること
 - (6)前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - (7)理事会及び評議員会に出席して意見を述べること
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(監事の解任及び退任)

第20条 監事が、次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3)監事としてふさわしくない非行があったとき
- (4)

2 監事は次の事由によって退任する。

- (1)任期の満了
- (2)辞任
- (3)死亡

(監事の任期)

第21条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度の内最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠者の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

3 監事は、任期満了の後でも、後任の監事が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(監事の補充)

第22条 監事のうち、その定数の2分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(監事の報酬)

第23条 監事は、その地位について報酬を受けることができない。

第6章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第24条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 3 評議員会は、全ての評議員をもって組織する。
- 4 評議員会は、理事長が招集する。
- 5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 評議員会を招集する場合には、各評議員に対して、会議開催の場所、日時、会議に付議すべき事項及び私立学校法施行規則で定める事項を書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 8 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 9 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 10 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。
- 11 理事長、代表業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

(評議員会議事録)

第25条 第17条の第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同上第2項中「出席した理事のうちから互選された理事」とあるのは、「出席した評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第26条 次の各号に掲げる事項については、理事会があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画の作成又は変更
 - (2) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (3) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
 - (4) 寄附行為の変更
 - (5) 合併
 - (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
 - (7) 寄附金品の募集に関する事項
 - (8) その他この法人の業務に関する事項で理事会が重要と認める事項
- 2 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
- (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(評議員会の意見具申等)

第27条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第28条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の教職員のうちから評議員会において選任する者、1名
 - (2) この法人の設置する幼稚園(組織変更以前の幼稚園を含む)を卒園した者で年齢25歳以上の者のうちから評議員会において選任する者、1名
 - (3) 伝香寺住職の推薦する者のうちから評議員会において選任する者、4名
 - (4) 学識経験者のうちから理事会において選任する者、1名
- 2 前項第1号に規定する評議員はこの法人の教職員たる地位を退いたときは、評議員の職を失う。
- 3 評議員と特別利害関係を有する者に関する規定は、私立学校法第62条第4項及び第5項第3号に準ずる。
- 4 評議員会及び理事会は、それぞれ、評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回るときとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 5 評議員の選任は、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

(評議員の任期)

第29条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度の内最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠者の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の報酬)

第30条 評議員は、その地位について報酬を受けることができない。

(評議員の解任及び退任)

第31条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3)評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1)任期の満了

(2)辞任

(3)死亡

第7章 資産及び会計

(資産)

第32条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する幼稚園に必要な施設及び設備またはこれに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び基本財産に編入される財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する幼稚園の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来に運用財産に編入される財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第34条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由のあるときは理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の運用及び保管)

第35条 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事会の議決により、確実な有価証券を購入し、または銀行、郵便局に信託若しくは預託して、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第36条 この法人の設置する幼稚園の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、保育料、入園料、検定料及びその他の運用財産をもって支弁する。

(会計処理)

第37条 この法人の会計は、学校法人会計基準により処理を行う。

(予算及び事業計画)

第38条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第39条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細
- (5) 財産目録

- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第41条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合（役員等名簿及び寄附行為以外にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

（資産総額の変更登記）

第42条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第43条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8章 解散及び合併

（法人の解散）

第44条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
 - (3) 合併
 - (4) 破産手続開始の決定
 - (5) 奈良県知事の解散命令
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、奈良県知事の認可を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第45条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した、律宗の関係する学校法人または律宗の関係する教育事業を行っている公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第46条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、奈良県知事の認可を受けなければならない。

第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第47条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を経て、奈良県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の議決に際しては、第3条の規定の趣旨を変更してはならない。

3 私立学校法施行規則に定める届出事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、奈良県知事に届け出なければならない。

第10章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第48条 この法人は、第41条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に法人事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、学校法人伝香寺学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する幼稚園の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(附則)

1 この寄附行為は、奈良県知事の認可の日「昭和59年11月24日」から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次の通りとする。

理事長 西山武彦

理 事 川井戒本

理 事 遠藤證圓

理 事 佐野勝司

理 事 佐々木猛

理 事 西山ひとみ

理 事 堀木教恩

理 事 石田智圓

理 事 吉岡孝夫

3 この寄附行為は、奈良県知事認可の日「平成18年3月30日」から施行する。

4 令和2年3月30日奈良県知事の認可したこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

- 5 令和7年3月27日奈良県知事認可のこの寄附行為は令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、令和7年3月27日から施行する。
- 6 令和7年3月27日に在任する役員又は評議員であつて、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 7 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。